

新興国国債オープン(毎月決算型)

愛称 **アトラス(毎月決算型)**

追加型投信／海外／債券



商品販売用資料
2022年5月

お申込みの際は必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

このファンドは、主に新興国の国債等を投資対象としています。このファンドの基準価額は、組入れた有価証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により変動しますので、投資元本は保証されているものではありません。

お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は

岡三証券

商号等: 岡三証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
一般社団法人日本暗号資産取引業協会

設定・運用は

岡三アセットマネジメント

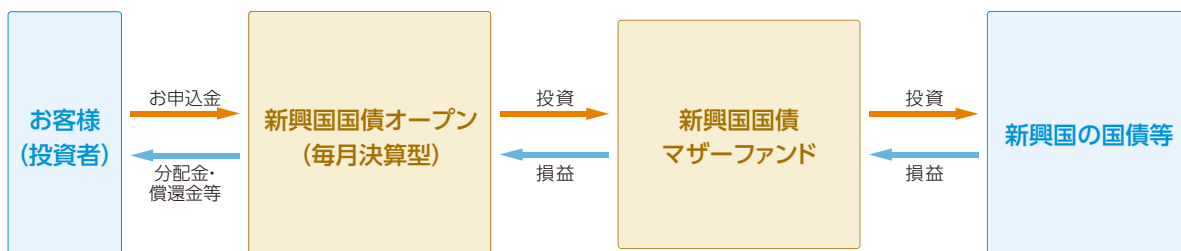
商号等: 岡三アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの特色

1 新興国が発行する現地通貨建ての国債または政府機関が発行する債券、およびクレジット・リンク・ノート*等(以下、「新興国の国債等」といいます。)に投資します。

●ファンドが投資対象とする新興国は、JPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数の構成国です。

<ファミリーファンド方式で運用します>



*クレジット・リンク・ノートとは投資対象である企業または債券の信用リスクを別の債券に結びつけたものです。ファンドが投資するクレジット・リンク・ノート等(以下、「CLN」といいます。)に関しては、原則として、CLNの発行体である金融機関が、現地通貨建ての新興国国債または新興国の政府機関債を購入し、そこから得られる収益をCLNを通じてファンドに還元するという仕組みです。このため、CLNに投資することにより、ファンドが直接投資できない国や投資が困難な国への投資が可能になるとともに、現地通貨建ての新興国国債または新興国の政府機関債に投資することと概ね同等の投資効果が期待できます。

2 投資対象の新興国の中から利回り水準や流動性等を考慮して選定した新興国の国債等にポートフォリオの70%程度、通貨価値の上昇が見込まれる新興国の国債等に30%程度投資します。

3 1カ国の新興国の国債等への投資上限は、投資信託財産の純資産総額の15%程度とします。

4 新興国の国債等の組入比率は高位に保つことを基本としますが、市況動向によっては弾力的に組入れを引き下げ、先進国の国債(日本、米国、ドイツ等)に投資する場合があります。

●先進国の国債の組入比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%未満とします。

5 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※投資環境の急変が起きた場合等には、委託会社の判断により為替ヘッジを行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針について

毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、分配方針に基づき収益分配を行います。

- ◇収益分配は、主として配当等収益等から行います。ただし、1月、4月、7月、10月の決算時の分配方針は、それぞれの決算日に売買益(評価益を含みます。)等が存在するときは、配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額を分配対象収益として収益分配を行います。
- ◇分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
- ◇将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※6ページの「収益分配金に関する留意事項」を必ずご覧ください。

■スイッチングについて

「新興国債オープン(1年決算型)」とのスイッチング(乗換え)が可能です。

※スイッチングの取り扱いは販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にご確認ください。

投資対象国について

◆ 1カ国の投資上限は15%程度とし、分散投資します ◆

JPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数の構成国(2022年3月末現在22カ国)の中から新興国の国債等に分散投資することを基本とします。



※JPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数とは、J.P.Morgan Securities Inc. が公表している新興国の債券のパフォーマンスを表す指数です。同指数は、J.P.Morgan Securities Inc. が定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する、新興国の現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、2003年1月1日より算出されています。

※構成国は、変更される場合があります。

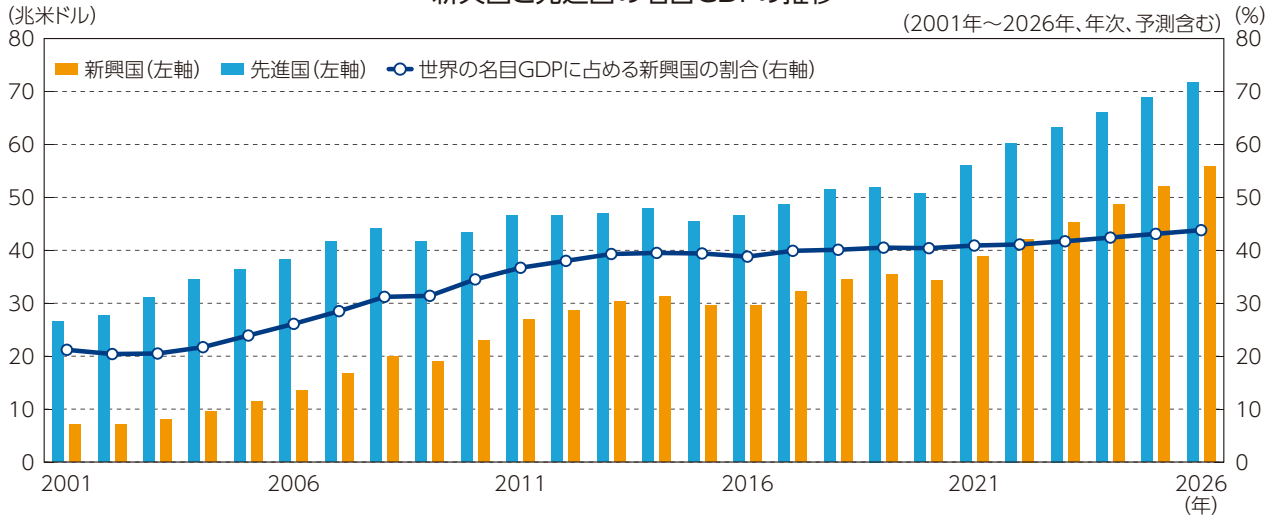


新興国の魅力

存在感を増す新興国

新興国の経済成長の速度は、先進国を上回る状態が続いています。世界の名目GDPに占める割合はすでに40%台に達しており、IMF(国際通貨基金)によれば、その比率は今後も緩やかに高まっていくと予測されています。

新興国と先進国の名目GDPの推移



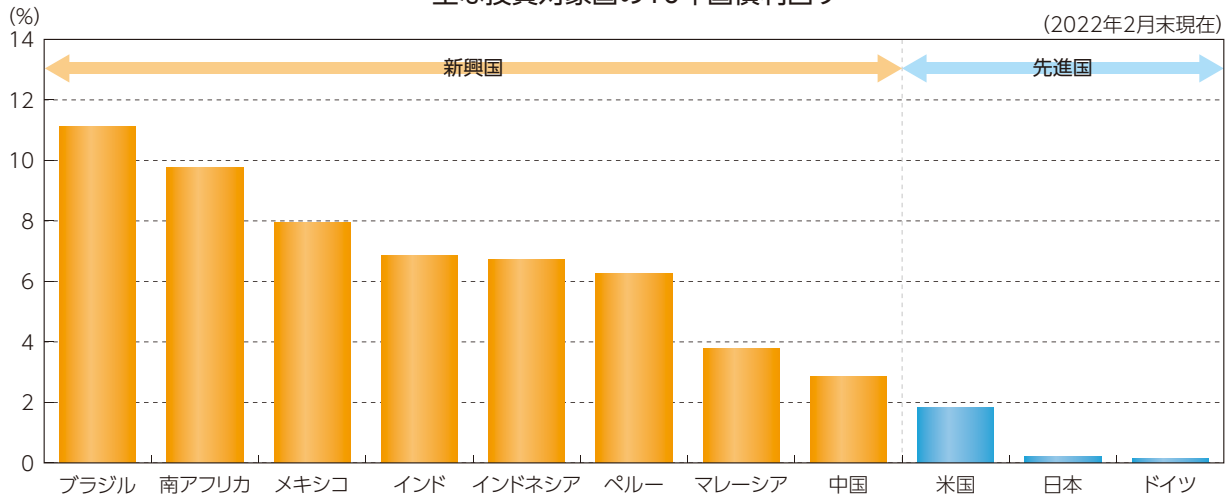
※新興国、先進国の分類はIMF(国際通貨基金)による。
 ※名目GDPは各国の名目GDPを米ドルで換算しているため、対米ドルでの各国通貨の変動の影響をうけます。

(出所)IMF(国際通貨基金)「World Economic Outlook Database, October 2021」

魅力的な利回り水準

新興国の国債利回りは先進国と比較して相対的に高い水準にあります。先進国の金利は今後も低水準が持続すると考えられており、新興国国債の利回り水準は魅力的なものとなっています。

主な投資対象国の10年国債利回り



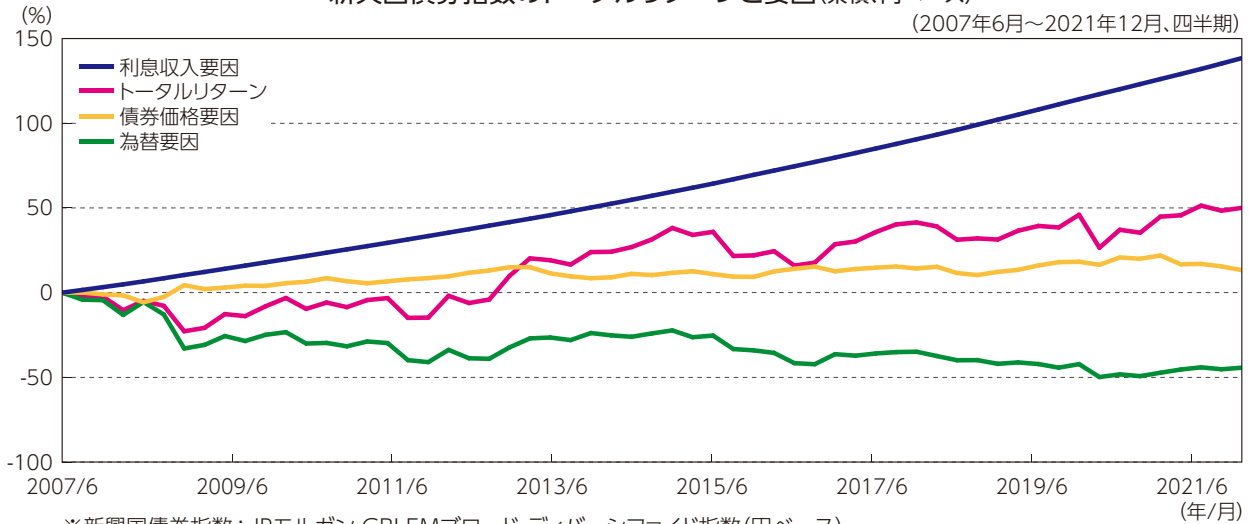
(出所) Bloombergのデータを基に岡三アセットマネジメント作成

安定している利息収入

新興国債券指数のトータルリターンは緩やかな上昇トレンドを続けています。利息収入が安定的に伸びている事に加え、世界的な金利低下の流れを受けて、債券価格要因がプラスに寄与しています。

新興国債券指数のトータルリターンと要因(累積、円ベース)

(2007年6月～2021年12月、四半期)



(出所) Bloombergのデータを基に岡三アセットマネジメント作成

新興国通貨の推移

新興国通貨は、長期的な割安感が意識される中、以前と比べ安定的な値動きとなっています。特に中国の人民元はめざましい経済発展を背景に、他の新興国通貨とは異なる堅調な推移を見せています。

主な新興国の為替レート(対円)の推移

(2007年8月31日～2022年3月18日、週次)



(出所) Bloombergのデータを基に岡三アセットマネジメント作成

投資リスク

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

ファンドは、新興国の国債等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

■ 主な変動要因

金利変動リスク	金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。
カントリーリスク	投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。
信用リスク	有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。

■ その他の変動要因

流動性リスク

※「基準価額の変動要因」は、上記のリスクに限定されるものではありません。

留意事項

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。
- 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込みの受付を取消すことがあります。

愛称の由来

アトラス(Atlas)とは、ギリシャ神話に登場する神の一人ですが、昔の絵地図にはアトラスの姿を書くことが多かったことから、世界地図の語源ともなっています。ファンドの愛称に“アトラス”を用いた理由は、投資家ニーズが世界に広がる中で、ファンドが投資家の皆様へ道筋を示すものとなることを願い命名いたしました。

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。(図1)
分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

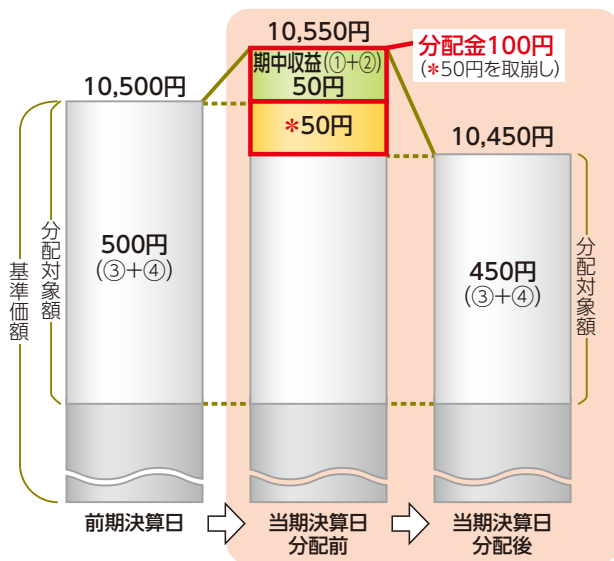


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。(図2、図3)
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

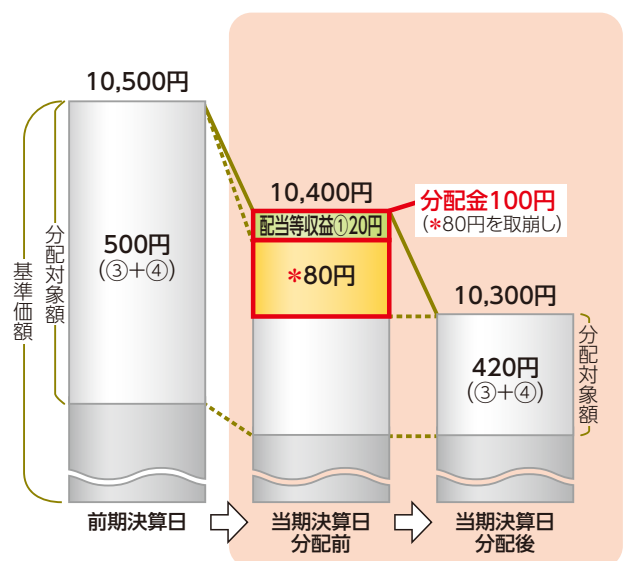
(図2)

前期決算日から基準価額が上昇した場合



(図3)

前期決算日から基準価額が下落した場合



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

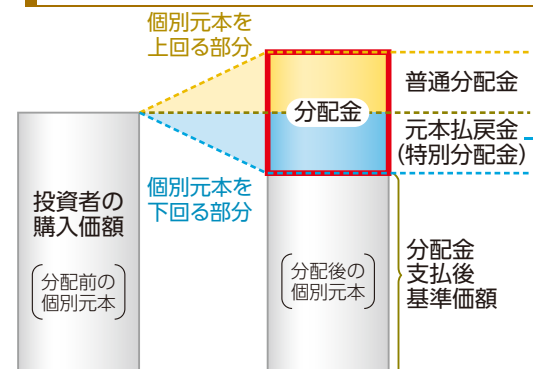
収益調整金：追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部(図4)または全部(図5)が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

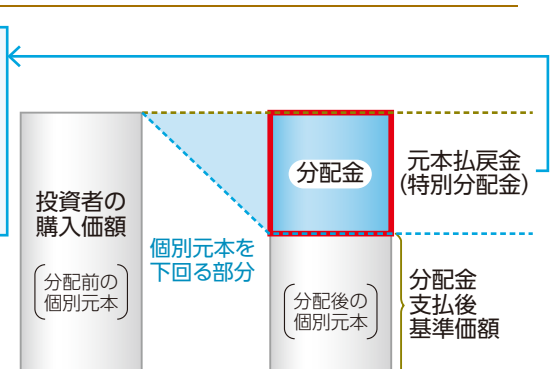
(図4)

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



(図5)

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少(特別分配金)します。

(注)普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等<ファンドの費用・税金>」をご参照ください。

お申込みメモ

購入時	購入単位 販売会社が定める単位 ◆詳しくは販売会社にご確認ください。
	購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金時	換金単位 販売会社が定める単位 ◆詳しくは販売会社にご確認ください。
	換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
	換金代金 換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
その他	信託期間 原則として無期限(2007年8月30日設定) ◆受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
	決算日 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ◆将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
	課税関係 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

お客様にご負担いただく費用

お客様が直接的に負担する費用

購入時

購入時手数料

購入金額(購入価額×購入口数)×上限3.85%(税抜3.5%)

◆詳しくは販売会社にご確認ください。
◇ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

換金時

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.2%

お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

純資産総額×年率1.43%(税抜1.3%)

委託会社 年率0.62%(税抜)

◇委託した資金の運用の対価です。

販売会社 年率0.60%(税抜)

◇運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。

受託会社 年率0.08%(税抜)

◇運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

保有期間中

その他費用・手数料

監査費用：純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%)

有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用等を投資信託財産でご負担いただきます。

なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。
- 詳しくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご参照ください。

委託会社およびその他の関係法人

委託会社 [投資信託財産の設定、運用の指図等]

岡三アセットマネジメント株式会社

受託会社 [投資信託財産の保管・管理等]

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社 [購入・換金の取扱い等]

販売会社の詳細につきましては、下記の委託会社フリーダイヤルまでお問い合わせいただくか、ホームページをご参照ください。

委託会社お問合わせ先 【岡三アセットマネジメント株式会社】



フリーダイヤル

0120-048-214 (営業日の9:00~17:00)



ホームページ

<https://www.okasan-am.jp>

■本資料は、岡三アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料です。本資料中の図表等は、各出所先(ホームページを含む)のデータを基に岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものです。記載内容、数値、図表等は、本資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。本資料は当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

■購入の申込みに当たっては、「投資信託説明書(交付目論見書)」及び「契約締結前交付書面」又は「目論見書補完書面」を十分にお読みいただき、投資判断は、お客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

作成：岡三アセットマネジメント株式会社